

林業従事者事業継続支援金

1 林業従事者事業継続支援金とは？

新型コロナウイルス感染症の影響により、林業に係る収入が減少した林業従事者（林業を主たる事業として営む個人事業主または法人）に対する支援です。

2 支援金

10万円

※1事業者1申請のみ

3 申請期間

令和2年10月1日(木)～令和2年~~11月30日(月)~~

12月25日(金)

※当日消印有効

4 対象要件

次のいずれかに該当する個人事業主または法人

ア 特用林産物（シイタケ等）を生産し、販売を行っていること。

イ 森林法に基づく許可決定等を受け、素材生産や販売を行っていること。

下記の(1)～(8)までの要件をすべて満たすことが必要です。

- (1) 令和2年10月1日現在、林業を営んでいること。
 - (2) 令和2年10月1日現在、市内在住の個人または市内に主たる事務所の所在地がある法人であること。
 - (3) 令和元年の林業に係る収入が年50万円以上(経費等控除前)であること。
 - (4) 令和元年の公的年金等収入を除く収入合計(※1)のうち、林業に係る収入が5割以下であること。
 - (5) 林業に係る収入が、令和2年2月から10月までの間で、前年同月または同年前月と比べて減少している月があること。
 - (6) 市税に滞納がないこと。
 - (7) 「周南市農業従事者事業継続支援金」または「周南市漁業従事者事業継続支援金」を受けていないこと。
 - (8) 市が定める暴力団排除等に関する事項に該当しないこと。
- ※1 雑収入のうち、その他収入は合計に含みます

5 申請方法

感染症拡大防止のため、申請は郵送にて受け付けます。

申請書兼請求書は、周南市ホームページからダウンロードできます。

また、本庁・各総合支所・各支所にもあります。

郵送先・問い合わせ

〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地

周南市 産業振興部 農林課 「周南市農林漁業者コロナ対策支援金」あて

専用ダイヤル0834-22-8832(平日9時～17時) FAX 0834-22-8375

Eメール：norin@city.shunan.lg.jp